石川県教育センター 研修生 金沢市立材木町小学校 教諭 加藤政昭

# 小・中学校における特別支援教育体制への移行と 研究主題 特別支援教育コーディネーターの役割について ~校内支援体制づくりと特別支援教育コーディネーターの活動から考える~

要約:小・中学校の校内支援体制づくりと、特別支援教育コーディネーターの活動について調査し、 組織やその働き、コーディネーターの動きといった観点から考察した。特別支援教育体制への 移行による、個々への適切な支援を目指し、障害の理解や生徒指導・教育相談との関わり、機 関相互の連携、授業の新たな工夫等の重要性が、明らかになった。特別支援教育コーディネーターの活動は、関わる人たちの気持ちを前向きに導くものであることが求められる。担当者に とって必要なのは、円滑なコミュニケーションとフットワークの良さ、学ぶ姿勢である。

キーワード:特別支援教育 校内支援体制 校内委員会 コーディネーター 個別の教育支援計画

# 主題設定の理由

学校現場では、LD、ADHD、高機能自閉 症等の児童生徒への対応が課題となっている。 現在、県内の小・中学校では校内委員会と特 別支援教育コーディネーターを核とした,校内 支援体制づくりの試みが始まったところである。 それらの活動については、文部科学省のガイ ドラインで一定の指針が示されている。しかし, 実際の取り組みは、まだ日が浅く、各校で試行 錯誤が続けられている状況である。

そこで、校内支援体制や、特別支援教育コー ディネーターの活動について調査し、小・中学 校における特別支援教育や校内のキーパーソン である特別支援教育コーディネーターの在り方 に迫ろうと考えた。

#### Ⅱ 研究の内容と方法

#### 1. 特別支援教育の施策

特別支援教育の施策や校内委員会の機能、特 別支援教育コーディネーターの役割について整 理する。文献調査や学習会参加を通して行う。

#### 2. 校内支援体制づくりの実際

特色ある校内支援体制づくりを行っている, 小・中学校の取り組みをまとめる。

学校訪問でのコーディネーターからの聞き取 り調査,校内委員会等の聴講を通して行う。

# 3. 校内支援体制とコーディネーターの活動

校内支援体制や、特別支援教育コーディネーターの活動について考察する。

文献調査や公開研究発表会・学習会への参加, 県内の盲・ろう・養護学校(6校),専門機関 (6施設),県内外の小・中学校(22校)での聞き 取り調査,アンケート調査等を通して行う。ア ンケート調査は石川県内の小・中学校(34校) のコーディネーターを対象に実施する。

# 4. 個別の教育支援計画

「個別の教育支援計画」の概念や「個別の指導計画」との関係を整理する。そして、小・中学校での活用を踏まえた「個別の教育支援計 画」,併せて「個別の指導計画」試案を検討す

る。 文献調査,盲・聾・養護学校における先行実践 の調査を通して行う。

#### Ⅲ 特別支援教育の施策の推移と現状

1. 特別支援教育への流れ ~近年の施策の推移~

| 表 1 特別支援教育への流れ |                         |  |  |  |
|----------------|-------------------------|--|--|--|
| 平成             | 主な施策                    |  |  |  |
| 13             | ・「21 世紀の特殊教育の在り方について (最 |  |  |  |
|                | 終報告)」(文部科学省)            |  |  |  |
|                | ※LD, ADHD, 高機能自閉症等の児童へ  |  |  |  |
|                | の積極的対応が示される             |  |  |  |
| 14             | ・文部科学省が全国調査(※知的障害等では    |  |  |  |
|                | ないものの,特別な支援を必要とする児童     |  |  |  |
|                | 生徒が通常学級に 6.3 %存在すると報告)  |  |  |  |
| 15             | ・「今後の特別支援教育の在り方について(最   |  |  |  |
|                | 終報告)」(文部科学省)            |  |  |  |
|                | ※特殊教育から特別支援教育への転換,個別    |  |  |  |
|                | の教育支援計画, 特別支援教育コーディ     |  |  |  |
|                | ネーターなど、現在の施策につながる提言     |  |  |  |
|                | ・「特別支援教育推進体制モデル事業」開始    |  |  |  |
| 16             | ・「小・中学校におけるLD,ADHD,高機   |  |  |  |
|                | 能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整     |  |  |  |
|                | 備のためのガイドライン」(文部科学省)     |  |  |  |
| 17             | •「発達障害者支援法」             |  |  |  |
|                | ※広汎性発達障害やLD,ADHD等の人達    |  |  |  |
|                | への生活全般にわたる支援を規定         |  |  |  |
|                | ・「特別支援教育体制推進事業」(文部科学省)  |  |  |  |
|                | ·「発達障害者支援体制整備事業」(厚生労働省) |  |  |  |
|                | ※協働して支援体制整備を進める         |  |  |  |
|                | ・「特別支援教育を推進するための制度の在り   |  |  |  |
|                | 方について(答申)」(中央教育審議会)     |  |  |  |
|                | ※盲・聾・養護学校や特殊学級,通級による    |  |  |  |
|                | 指導の見直し等を提言              |  |  |  |

# 2. 特別支援教育の考え方とポイント

特別支援教育とは、LD, ADHD, 高機能 自閉症を含む障害のある全ての児童生徒の自立 や社会参加に向け、その一人一人の教育的ニーズを把握し、必要な支援を行うものである。

# (1)個別の教育支援計画

障害のある子どもを生涯にわたって支援する 観点から、関係者・機関の連携のもと、教育上 の指導や支援を内容として策定する。

#### (2)特別支援教育コーディネーター

各学校で指名され、学内や福祉・医療等の関係機関との間の連絡調整役、保護者に対する学 校の窓口等の役割を担う。

#### (3) 広域特別支援連携協議会等

地域での総合的な教育的支援のため部局横断 型の組織を、都道府県行政レベルで設ける。

(4) 特別支援教育を推進する上での学校の在り方 ①盲・聾・養護学校から特別支援学校へ

障害種にとらわれない学校設置を可能にし、 地域のセンター的役割を担う学校として「特 別支援学校」の制度に改める。

②小・中学校における全体的・総合的な対応 コーディネーターを配置し、LD、ADHD 等を含め全ての障害のある子どもに「個別の教 育支援計画」を策定する。また、特殊学級や通 級の制度を、通常学級に在籍して必要な時間の み指導を受ける「特別支援教室(仮称)」の制 度へ改める。

# 3. コーディネーターと校内委員会

- (1)特別支援教育コーディネーターの役割
  - ・校内の関係者や関係機関との連絡調整
  - ・保護者に対する相談窓口
  - ・担任への支援
  - ・巡回相談や専門家チームとの連携
  - ・校内委員会での推進役

## (2)校内委員会

①組織(一例) コーディネーターを含め、校長、教頭、教務 主任, 生徒指導主事, 養護教諭, 特殊学級担任, 学年主任,児童生徒の担任等。 ②役割

- ・特別な支援が必要な児童生徒に気付く
- 支援が必要な児童生徒の実態把握及び支援 方策の具体化
- ・校内関係者との連携による「個別の指導計 画」作成
- ・支援が必要な児童生徒への指導や保護者と の連携について、職員と共通理解 ・保護者相談の窓口・理解推進
- ・専門家チームへの判断を検討
- ・保護者や関係機関との連携による「個別の 教育支援計画」作成

#### 4. 石川県における取り組み

平成19年度をめどに支援体制を整備するとし ており、現在「特別支援教育体制推進事業」を 進めている。

※教育事務所4ブロックごとのシステムが基盤。 ※平成17年度は、8市町の小・中学校と4幼稚 園、1高校の計170校を対象としていた。

(1)指定の幼稚園、小・中学校及び高等学校 校内委員会を設置し、コーディネーターを指 名する。特殊学級担任が通常学級に在籍する児 童生徒の指導にあたること等を可能とする。

# (2)盲・ろう・養護学校

コーディネーターを指名する。幼稚園,小・ 中学校及び高等学校への支援等を通し,支援方 法や関係機関の連携について研究を行う。「個 別の教育支援計画」の策定を行う。

# (3)巡回相談員,専門家チームの配置 ①専門家チーム

LD, ADHD, 高機能自閉症か否かの判断 と教育的対応について,専門的な意見の提示や 助言を行う。

- ・小松・金沢教育事務所管内 7名
- 中能登·奥能登教育事務所管内 6 名

# ②巡回相談員

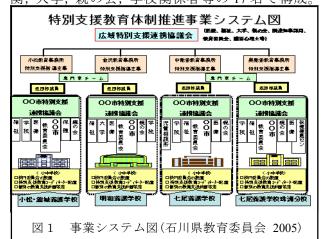
児童生徒の支援等について, 担任, コーディ

ネーター,保護者等へ助言する。支援の実施評価についても協力する。

- 小松教育事務所管內 15名 • 金沢教育事務所管内 17名
- · 中能登 · 奥能登教育事務所管内 15名
- ※学識経験者, 臨床心理士, 特殊学級教員, 盲 ・ろう・養護学校教員、指導主事等からなる。

#### (4) 広域特別支援連携協議会

教育,保健,福祉,労働の関係部局および機 大学,親の会,学校関係者等の17名で構成



#### Ⅳ 取り組みの例

調査のため訪問した学校の中から、2校の取 り組みを紹介する。

- 校内委員会と「児童理解・支援の会」の連 携 (小学校)
- ※コーディネーター

特殊学級担任(教育相談担当兼務)

- (1)「児童理解・支援の会」との連携 ・発達障害か否に関わらず、支援の必要な児童 全員を見つめていく姿勢をもつ。
- ・「児童理解の会」を「児童理解・支援の会」 とし,理解だけでなく支援を大切にする。
- ・「児童理解・支援の会」を運営する特活・生 活部と校内委員会の連携をはかる。
- (2)「個別の支援シート」の流れ
- ①担任が気になる児童について簡易把握票(主 訴のみ記入されたもの)を記入。それをもと に「児童理解・支援の会」を開催。
- ②検討をさらに進め,必要な児童について気づ き票や指導の経過を担任が記入。
- ③担任、保護者から情報収集し、校内委員会が 児童の調査票を作成。保護者には専門家チー ムへの判断依頼の有無を確認。 ④担任と校内委員会で「個別の支援シート」を
- 作成。コーディネーターが確認。
- ⑤「④」と並行して巡回相談員を交えた検討 会,「個別の支援シート」作成・修正,専 門家チームでの判断。
- ⑥全体提案及び児童への支援,担任支援の開始。
- ⑦保護者面談を重ねながら、保護者支援と「個 別の支援シート」の追加記入。
- ⑧評価
- ※コーディネーターが日常的に担任の相談にあ たっている。通常学級の参観・支援も必要に 応じて行っている。
- ※コーディネーターが教育相談担当兼務という 点を生かし、特別支援教育と区別しないで活動している。保護者相談も教育相談担当という形で受けることがある。

#### 2 コーディネーターと学年会の目を通して行 う生徒の把握 (中学校)

※コーディネーター

通常学級級外(生徒指導担当兼務)

(1)アンケート調査に基づく研修会の企画

職員にアンケート調査を実施。職員の特別支 援教育への理解度と気になる生徒の傾向を把握。 それをもとに研修会を実施。

(2)特殊学級担当への支援

コーディネーターが学校の窓口となり,地域 の小学校や教育センターから情報収集。特殊学 級の教育課程や「個別の指導計画」作成に生か す。作成作業も協同で行う。

- (3)支援を必要とする生徒の把握と支援
  ①コーディネーターが養護教諭,生徒指導担当から情報収集。コーディネーターによる授業観察の結果を加え,生徒の傾向や支援方法を
- 示した「支援一覧表」を作成。 ②「支援一覧表」をもとに学年会を実施。支援 の必要性や内容を協議。一覧表を修正。
- ③校内委員会を開催。学年会の結果を集約。 員会で「支援一覧表」の最終確認。
- ④支援の開始。各学年で、個々の生徒への支援 の成果や結果をメモに残す。
- ⑤年度末に校内委員会で支援の結果を集約。 録は,次年度の学級編成資料として活用。
- ※発達障害を疑う生徒のみならず,広い意味で 支援の必要な生徒の把握を意識している。
- ※コーディネーターは、全学年で授業を担当し ており、生徒の実態把握に生かされている。

#### Ⅴ 校内支援体制とコーディネーターの活動

聞き取り調査やアンケート調査の結果、文献 等をもとに校内支援体制とコーディネーターの 活動について考察した。

#### 1. 校内支援体制

#### (1)管理職の役割

多くのコーディネーターや専門機関職員から, 校長の理解とリーダーシップが重要という意見 が得られた。校長の理解とリーダーシップは校 内支援体制づくりの基盤であり, 他機関との連 携においても重要な要素である。

# (2)校内委員会の組織と運営

校内委員会は,特殊学級担当のみならず,生 徒指導や教育相談担当、養護教諭の参画により 効果的な運営がなされている学校が多い。

加えて, 最小限のメンバーがすぐに協議する 体制が、問題への迅速な対応につながっている。

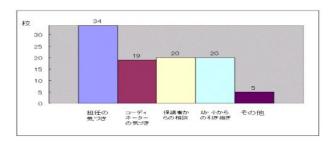
#### (3)児童生徒への気づきと情報提供

アンケートで『支援を必要とする児童生徒の 把握のきっかけ』(複数回答可)の問いに、図 2の結果を得た

「担任の気づき」は全ての学校が選択してお り、教員が気づきの視点をもつことや、そのた めの研修の重要性が浮かび上がる。

教師の気づきを校内委員会につなげるシステ ム,コーディネーターの動きが重要となる。早 期の気づきという観点に立った, 就学時健診の 充実も必要である。

気づきの後の実態把握や支援策の検討におい ては,巡回相談員等も参加し,視点を広くもっ て協議に臨むことが重要である。



支援が必要な児童生徒把握のきっかけ

#### (4) 啓発と保護者への窓口

図2から保護者の気づきが児童生徒の把握に 重要であることが明らかである。保護者向けの 相談窓口を設け, 気軽に相談できるような呼び かけが必要である。

啓発としては、教育委員会作成の保護者向けパンフレットが活用されている。調査では、独 自の啓発活動が行われている学校は半数程度と いう結果であった。石川県において、学校から の保護者啓発は今後の課題である。

#### (5) 支援体制

アンケート対象校の 82%で個別の支援シート が作成されていた。また、その学校の79%で校内委員会等の支援に基づき作成がされていた。 組織的な支援策の検討が重要である

特殊学級の弾力的運用が難しい学校もある。 支援に関わる人員の不足を訴える声が多く,大 きな課題である。

学校をあげて支援体制をとる場合,管理職や 教務との連携は,不可欠である。 コーディネー ターや校内委員会の存在意義は大きい。

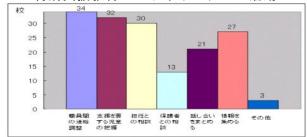
調査によると,研修内容は障害理解, 次いで 事例検討が多い。自校における職員の課題や児 童生徒の姿から始まる研修で, 効果をあげてい る学校がある。研修の重要な視点である。

# (6)他機関との連携

調査では、教育センター及び盲・ろう・養護 学校との連携が非常に多いという結果だった。 これは巡回相談員としてのものが多くを占める と考えられる。次いで医療機関との連携が多い。 石川県の小・中学校においては,連携機関の幅 をさらに広げていくことが今後の課題である。 他機関との連携の多くは保護者の了承や情報

交換を伴う。保護者相談に加え個人情報の管理 も課題となる。

#### 2. 特別支援教育コーディネーターの活動



コーディネーターが大切にすべき動き

アンケートで『コーディネーターが大切にす べき動き』の問い(複数回答可)に図3の結果 を得た。

「職員間の連絡調整」を全校が選択するなど, どの動きについても多くの学校が選択している。 「保護者との相談」は約3分の1と少ない。

#### (1) 連絡調整

日常の活動は、校内の関係者間で相談や連絡をすることが主な仕事となる。緊急の課題に対しては、素早いフットワークが必要である。

他機関との連絡調整では、校内の状況を総合的に把握しておくことが、相手側から求められる。文書の準備や管理者としての役割も担う。

# (2)児童生徒の把握

多くのコーディネーターが、担当する学級や学年、縦割り班など、まずは自分の目の届く場から、児童生徒のつまずきや困り感の把握に努めている。休み時間等での児童生徒との関わりも生かしている。

# (3)自分のポジションを生かした動き

特殊学級担任は、専門性を支援方法の検討等に生かしている。通常学級の担当者からはコーディネーターを務めたことが、学級の児童理解につながったという声があがっている。養護教諭は、全校児童生徒と関わりがある点を生かしている。

校務分掌の関係では、対象児童生徒の重なり等から、生徒指導や教育相談との兼務が良かったとする意見が多く、重要な視点である。

# (4)担任や保護者との相談

多くのコーディネーターが、担任の気持ちを 支えることの重要さを指摘している。保護者相 談についても同様と言える。学校での保護者相 談は信頼関係作りや他機関との連携のうえで重 要である。石川県の小・中学校においては、課 題となる部分である。

#### (5)協議の運営

自由に話せる雰囲気をつくり、違う考えも聞きながら、解決策をまとめる工夫が必要である。 学校では特別支援教育に対する意見の相違もあるが、プラス思考に立った議論が求められる。

# (6)心理検査をする

心理検査は、児童生徒の実態把握のための有効な手段である。学習や行動の観察と組み合わせて解釈すれば、正確な実態把握につながる。「WISC-Ⅲ」「S-M社会生活能力検査」等が基本的な検査としてあげられる。

#### (7)必要な情報

保護者や担任へ情報提供することも重要な役割である。

軽度発達障害や連携機関の情報が基本的に必要である。次いで、親の会や特殊学級等を含む 進学先、知的障害等の他の障害の理解、民間の 学習支援の場、福祉制度の情報等があげられる。

#### Ⅵ 個別の教育支援計画

#### 1. 「個別の指導計画」との関係

──個別の教育支援計画 関係機関との連携に基づき,一人一人の ニーズに応じた支援を行うための計画

. .

- 個別の指導計画

教育課程を具体化し,一人一人の指導目標 や指導内容・方法の明確にした計画

# 2. 小・中学校での作成をふまえた試案

小・中学校での活用をふまえた試案の作成を試みた。以下の点を留意事項として考えた。

- ・「教育支援計画」は通常学級、特殊学級で書式を統一する。
- ・「指導計画」は、内容を目標や評価等に絞る。 通常学級、通級指導用はA4で年間1枚、特 殊学級用は学期に1枚とする。

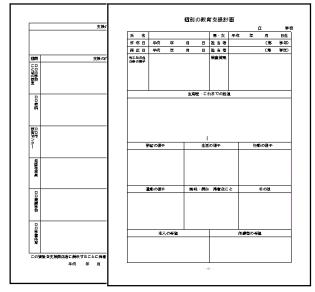


図4 個別の教育支援計画・試案(A4・2枚)

## Ⅷ まとめと今後の課題

#### 1. 小・中学校における特別支援教育

小・中学校における特別支援教育の推進にあたり、障害の理解が最も重要である。軽度発達障害の理解について、概論的な理解は広より具体のある。校内支援体制づくりを通し、より具体的なイメージを伴った理解が進むことで、個々の困り感への気づき、適切な支援へつながっていくと考える。 支援体制としてはコーディネーターと、生徒

支援体制としてはコーディネーターと,生徒 指導や教育相談担当者との連携も重要である。 学校では,連携を生かすための組織づくりが工 夫されつつある。

支援に伴う人的不足が、大きな課題としてあがっている。しかし、本来的には早期に児童生徒の把握を行い、通常学級での適切な指導や配慮を開始することが重要である。特殊学級の弾力的運用や通級指導の活用は、それを補う位置力があると言える。通常学級の授業を特別支援教育の観点から考える動きは出てきている。通常学級での支援の充実が、今後の特別支援教育にとって、最も重要な課題である。

# 2. 特別支援教育コーディネーターの役割

連絡調整、保護者の相談、校内委員会の運営等、役割にある動きは単に「伝える」「聞く」「まとめる」等といったものではない。関わる人たちの気持ちを前向きに導くものであることが求められる。

校内のどの立場の教員が担当しても良い。大切なのは、円滑なコミュニケーションとフットワークの良さ、そして学ぶ姿勢である。

| _ | 33 | _ |
|---|----|---|
|   |    |   |